

第三十一次 参議院大蔵委員会會議録第十三号

昭和三十四年三月五日(木曜日)午後一時五十分開会

委員の異動

三月四日委員小山邦太郎君、安井謙君及び迫水久常君辞任につき、その補欠として井上知治君、林田正治君及び木字弘君を議長において指名した。本日委員小林孝平君、青木一男君、岡崎眞一君、梶原茂嘉君、前田久吉君及び林田正治君辞任につき、その補欠として小笠原二三男君、大沢雄一君、江藤智君、平島敏夫君、杉山昌作君及び植竹春彦君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 加藤 正人君
理事 土田国太郎君
山本 米治君
大矢 正君
平林 剛君

委員

植竹 春彦君
江藤 智君
大沢 雄一君
木内 四郎君
迫水 久常君
塩見 俊二君
平島 敏夫君
廣瀬 久忠君
宮澤 喜一君
小酒井義男君
梶 繁夫君
野溝 勝君
杉山 昌作君

政府委員

大蔵政務次官 佐野 廣君
大蔵省主計 小熊 孝次君
司法規課長 賀屋 正雄君
大蔵省管財局長 賀屋 正雄君
事務局側 常任委員 木村常次郎君
会専門員 池田 弘君

説明員

大蔵省管財局接 池田 弘君
収資金属監理官

本日の會議に付した案件

○酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○特別徴償復旧特別会計法を廃止する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○昭和二十八年度から昭和三十三年度までの各年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○接收資金属等の処理に関する法律案(内閣提出)

○委員長(加藤正人君) これより委員会を開会いたします。

初めに、委員の異動について御報告いたします。本日小林孝平君、青木一男君、岡崎眞一君、梶原茂嘉君、前田久吉君、林田正治君が辞任されました。その補欠として小笠原二三男君、大沢雄一君、江藤智君、平島敏夫君、杉山昌作君、植竹春彦君が就任されました。

○委員長(加藤正人君) 次に、酒税の

保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

提案理由の趣旨説明を聴取いたします。

○政府委員(佐野廣君) ただいま議題となりました酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその概要を説明いたします。

この法律案は、最近における酒類の取引の状況等に顧み、酒税保全措置を補完するため酒類の価格について基準販売価格、制限販売価格等の制度を新設するとともに、酒類業組合等の業務の円滑な運営に資するため、これらに理事會を設けることとする等所要の規定の整備をはかることとするものであります。

酒類の価格につきましては、現在、清酒、合成清酒、しょうちゆうり、みり及びビールについて物価統制令による最高価格統制が行われておりますが、このような最高価格統制は、経済の正常化に伴い、漸次廃止されて、現在米、酒類のほかには一、二の例外的なものについて行われているに過ぎません。酒類の供給が十分となった現在、具体的な廃止の時期や方法は別として、物価統制令に基づく酒類の最高価格統制は、早晚廃止の方向にあるものと考えられるのであります。

しかしながら、現状におきましては、物価統制令に基づく酒類の最高統制価格が酒類取引の基準価格としての役割を果し、ひいては酒類業界の安定と酒税収入の確保とに役立っている実情にあり、その廃止は、影響するところが大きく、特に慎重に実行に移さなければならぬと考えられます。

他面、将来公定価格が廃止された場合を考へてみますと、現行法では不況事態に至るまでは価格についての酒税保全措置がありませんので、酒類は取引の基準となる価格を失つて酒類の取引が乱れるおそれがあり、また、乱れた後に対策を講じても酒税負担が大きいために手おくれとなることが多く、酒類業界の安定、ひいては二千億円を上回る酒税収入にも悪影響を及ぼすことが予想されるのであります。従いまして、将来物価統制令に基づく最高統制価格が廃止された後においても、酒類業界の安定をはかり、国家財政に重要な地位をもつ酒税の保全に支障を来さないように、あらかじめ万全の価格制度を法的に準備しておく必要があるわけであり、このような見地から、今回、酒類の価格制度として、現行の協定価格のほかに、新たに基準販売価格、制限販売価格及び再販売価格の制度を設けようとするものであります。すなわち、大蔵大臣は、酒税保全のため必要があると認める場合には、酒類の取引の基準となるべき販売価格を各酒類について定めることができることとし、同時に、級別の区分のある酒類については、級別を通ずる酒税収入を確保するため下級酒類の最高価格を定めることができるようにいたしてお

ります。また、取引の状況から見て適当と認められる酒類については、大蔵大臣の指定した種類の酒類につき、その認可を受けて、再販売価格維持契約を締結することができることとしたしております。

なお、最近における立法例や現行法の実施の状況に顧み、酒類業組合等について、理事會制度を設けるとともに、合理化のためのカルテルを締結することができるようにし、あわせて尺貫法系計量單位が法定計量單位とみなされなくなることに伴い、メートル法系計量單位に改める等の所要の規定の整備をはかることとしたしております。

以上が、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案の提案の理由及びその概要であります。

何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成下さいますようお願い申し上げます。

○委員長(加藤正人君) 本案に対する補足説明並びに質疑は後日に譲ります。

○委員長(加藤正人君) 次に、特別徴償復旧特別会計法を廃止する法律案、昭和二十八年度から昭和三十三年度までの各年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案、以上二件を議題といたします。

御質疑のある方は御発言を願います。

○大矢正君 まず第一に、この特別鉅書の復旧のための会計経理の状況がどういうふうになっているのか、これを御説明願いたい。

○政府委員(小熊孝次君) 特別鉅書復旧特別会計の経理の状況でございますが、この会計は、昭和二十五年にできましてから本日に至りますまで、御承知のように、特別鉅書復旧臨時措置法という実体法がございまして、そしてこの法律に基づきまして、戦時中のま政策的な配慮によりまして、この採掘によりまして生じた特別の鉅書につきまして、関係炭鉱業者から納付金を徴収いたしまして、そうしてこれを鉅書復旧事業を行う者に交付いたしておいたわけであります。従いまして、この会計の収入支出の大筋は、その納付金の収入とこれに対しますところの支出と、こういうことになるわけでございます。

それで、その総額、歳入歳出の全体は、これは四十四億七千万円が歳入でございまして、支出が四十四億二百万円、差額が六千八百万円、これは累計いたしました数字でございます。剰余金が、ただいま申しましたように、六千八百万円程度生じたわけでございまして。なお、これによりまして行われまして事業費の総額でございますが、これは百五億程度になっておるわけでございます。この納付金の関係が、先ほど申しましたように、四十四億でございますが、あとは国の一般会計から補助金が出ております。それから地方公共団体もある程度の負担をしておりまして、そういうものが合わされまして、総計百五億の事業費、こういうふうになっておるわけでございます。

○大矢正君 納付金とそれから国の補助で、こういう関係からいいますと、結論的には六千万円程度の残があらざるけれども、これはあれですか、全部事業の完了と同時に支払い、補償、その他一切を処理した結果出てきた金額ということになるわけですか。

○政府委員(小熊孝次君) これは、納付金の方の収入を申し上げますと、鉅書地域のありまるところの鉅業者につきまして、その事業場からトントン当り三十分、それから同じ鉅業者が持つ鉅書地域でないものにつきまして、これはトントン当り十五分ということ、三カ月ごとにとつて参る。一方、その工事の履行というものは、一定の計画を立てまして、そしてそれによりまして仕事を進めていくわけでございまして、その場合にこの特別会計から、先ほど申し上げました納付金の収入から交付金を出しますと同時に、一般会計の方に当該年度の予定で組んでおりましたところの補助金というものを交付いたします。一部につきましては地方団体も交付金を出す、こういうことで事業を進捗して参るわけでございます。

○大矢正君 納付金の方は全部完納済みですか。

○政府委員(小熊孝次君) これは今までは、実は特別鉅書の実体法の方は三十年の四月一日で失効しております。その後残務処理をやっております。その間滞納とかそういうことをやっておりますので、大部分は済んでおりますが、この剰余金のほかに若干の、五百程度だと思っておりますが、その程度滞納がございまして、従いまして、これは一般会計へ——今年度中にももちろん努力いたすわけでございしますが、もし徴収ができない場合におきましては、一般会計へ債権として引き継ぎまして、その後においても徴収をしていく、こういうことになるわけでございまして。

○大矢正君 次に、国債整理基金に關係して一つお伺いしておきたいのですが、これは毎年かかる法律でありまして、例年委員会が審議してはいるのでありますから、私どもも特段取り立てて質問というほどのこともないのですが、けれども、いつまでも一年区切りのいわば措置をして、今後これを継続されるお考えなのかどうか、その点についてまずお伺いしたいと思います。

○政府委員(小熊孝次君) 大矢先生の御質問は、二十八年年度からずっと引き継ぎまして、このように特別法を提出いたしまして、御審議を願っているわけでございまして、何か国債の減債金制度につきましても、根本的な検討をいたしまして、そういう制度を打ち立てるということが筋ではあると思っております。ただ、終戦時に、昭和二十八年以前にございました万分の百十六の三分の一——実はこれは二つの法律がございまして、国債整理の特別会計の方では万分の百十六という減債金制度がございまして、そのほか昭和七年にございましたその三分の一という特例がございまして、あわせて万分の百十六の三分の一ということになっております。これは前年度首国債に對しまして、三十四年度に對して見ますと、大体十五億程度に該當するわけであります。

この万分の百十六という数字につきましては、実は大正三年におきまして、ちょうどそのときの予算額が三千万円にございました。その国債残額、その前年度首の国債残額の比率からいって万分の百十六という数字が出た、こういうような経緯がございまして、その当時、大体三十年程度で国債を償還するといふような見地から打ち立てられたものと私は承知いたしておりますが、その後戦時中におきまして、国債が一方でどんどん出る、他方で償還するといふのはどうであろうかというような経緯から、三分の一という特例が出まして、それで、それをそのまま現在の状況に適用するといふことはあまり意味がなくなつておられます。一方、終戦後におきましては、国債償還というものを急速にやりまして、他方、国民経済も相当充実して参りまして、その結果といたしまして剰余金も相当出ている、そういうような関係から申しまして、御承知のように、財政法の剰余金の二分の一以上を国債償還に充てるという制度がございまして、これによりまして大体今までは十分処理されて参つたわけでありまして、そういうわけで、結果的には、二つと引き継ぎまして、ただいま御審議願っておりますところの特例法を引き継いで措置して参つたわけでございしますが、ただ、剰余金といふものは今後どのような結果になるかということにつきましては、これはまた予測ができません。従いまして、剰余金が出た結果を待つて、その年度におきましてその国債償還の財源に必要に十分であるかどうかという検討をいたしまして、こういう措置をとるかどうかということをお伺い願うわけでございまして、審議願うというものが、従来やつてきた姿なわけでございまして。

ただ、これでいいかという問題になります。ただ、大矢先生のおっしゃいましたように、確かに合理的な国債の償還の方策といふものを検討して、打ち立てるといふ必要はあるのであります。現在の状況におきまして、一体国民経済がどういふふうになつていくか、それから国の財政といふものがどういふふうになつていくかというふうな点につきまして、もう少し検討をいたして、その結果でないと確定的な制度といふものはなかなか打ち立てられない。あるいは打ち立てたとしても、すぐまた財政事情あるいは国民経済の状況によつて、また特例を設けなきゃならぬと、こういうふうな問題が出て参ると思つておられます。その点はよく慎重に検討してみなきゃならぬ。このようないふことによりまして、実はそういうふうな結果、剰余金と国債償還の必要額といふものをならみ合せながら、毎年度御審議を願つて御議決をいただいております。こういうふうな実情なわけでございまして。

○大矢正君 これは整理基金の特別会計自身の問題になりますけれども、こ

これは明治時代の法律そのままです。今日相当時代の變革もあるのですから、もちろん、この法律が直接國民の一人々や國民全般を対象としたことと異なることは明らかですから、その点ではさほど問題は起きないかもしれませんが、法律の一つのスタイルからいっても、これはやはり当然もう新しい法律に書きかえられるべき要素を持つてゐるのじゃないかと私は思ふのですが、今あなたに答弁された、まあ國債償還の大体の計画というものをどういふふうにするべきだというような議論も当然なされて、法律の改正というのは行われなければならぬと思ひますけれども、やはり國稅徵收法の場合だつて、年度の國會でやはり新しいスタイルを整えて、あれだけ膨大なものでもやろうとしてゐるので、それから、そういうふうな努力や考え方があつても私は間違ひじゃないと思ふのですが、その点はどうですか。

○政府委員(小熊孝次君) たいまお話のございましたように、國債整理基金特別會計は明治三十九年の法律でございまして、条文その他の体裁、または法律の体裁から申しましても、最近の特別會計法とは非常に違つておりますし、また非常に、簡潔と申しますか、非常に簡単に書いてある。こういうふうなことで、この法律、特別會計法そのものにつきましても、もう少し検討をして、最近の法律の体裁にしなきゃならぬといふことはかねがね思つておるわけでございますが、しかしながら、この中でやはりこの整理基金といふものは、整理基金特別會計の本体をなすのは、やはり、先ほど来申し上げましたように、減債金制度といふものを

どうするかといふような問題がやはり相当重要な部分になりますので、それから、その点がきまらないで、方針がきまらないで、この特別會計法の体裁だけを変えようと、こういうのはどうかといふわけですが、まあ非常に古い法律でございますが、実は今まで手直しをしていない、こういうふうな事情でございますが、ただいま仰せられたこと一応ごもつともなことでございまして、今後、減債金制度ともあわせて検討していきたい、このように考へてい

○野瀧勝君 今、大矢専門家からいろいろ御質問がございましたが、私、ちよつと法規のことよくわからぬのでお伺いするのですが、これはまあわずかな六千五百万円ばかりのお金ですけれども、整理のために一般會計の方にこれは入つてゐるようになっておりますが、この予算技術といふものはこれでいいのですか。大体、特別會計なんだから特別會計の予算の方に入れておいて、そうしてこれは今度是一般會計の方へ繰り入れる——繰り入れるといふか、整理収入にするのである、これを廃案にするのである、こういうふうな解釈してゐるのですが、そうすると、一応やつぱりまだ院議決定をしておらぬのでございまして、この特別會計の予算書の方にい出しておいた方がわれわれよくわかりがいいので、まだ國會で決定にならぬうちからこつちの方に入つてゐるので、ね、決議されぬうちから、そういうものはどういふのですか。従来こういうふうな習慣をとつてきたのですか。

○政府委員(小熊孝次君) お答えいたします。結論から申しますと、従来も

このような形で処理して参つております。先生のおつしやいますように、まだ法律が通つておりませんから、予算書には録書復旧特別會計の予算を一応出すべきじゃないか、一応何かの方法でそういう形を、形骸と申しますか、そういうものを残しておくべきじゃないか、こうおつしやうお気持はよくわかるわけでございますが、ただ、理論的に申しますと、この特別會計を廃止するといふ建前で、政府としては基本法であるところの特別會計を廃止するといふ建前で臨んでおるわけでございますので、その予算といふものが予算書には出ない、こういう形で処理するのが適當である、このようなわけでございます。従来も特別會計の廃止の場合におきましては、廃止の法律を出すと同時に、予算書の中にはその關係の予算といふものは全部なくなる、こういうことになつております。

○野瀧勝君 それでは、課長さん、この會計法が廃止にならぬ場合は、これは残るわけになるのだから、一応一般會計に載せてあるこれは、削除するわけか。

○政府委員(小熊孝次君) ちよつと、おつしやること十分のみ込めてでなく御答弁するといふことになるかもしれませんが、特別會計法が廃止にならなかつた場合におきまして、予算書の方がどうなるかといふ御質問でございますが、政府としては、特別會計法のさらにもとになる、事業をやる方の実体法はすでに三十三年の四月一日で失効いたしております、その關係を処理するための特別會計でございまして、もうやる仕事がない、こういうことになつたので、まあ予算として

も出す必要がない。あるいは出すとしても、ゼロといふような形で出すか、あるいは剰余金だけを繰入に入れて出すか、こういうことになるかと思ふのでございまして、従来そういう場合に、はそういうケースはございせんから、ちよつとどういふ形になるかはわからない次第でございます。

○野瀧勝君 われわれは、しろうとでよくわからぬのですが、確かに昨年四月一日に失効したので、それは失効したけれども、一応こういう法案を出して、會計方式といふものを従来の特別會計方式から今度一般會計へ入れたわけなんです。整理収入になつたわけなんです。一応その間の経過的な動きといふものがある程度わかつていないと、われわれは委員として審議する上においても非常に明瞭を欠くので、この点は、従来慣習がどうであつたといつたとしても、なるべし人民にわかるようにした方がいいので、その点は一つ検討されてもらいたいのですが、いかがでございますか。

○政府委員(小熊孝次君) 特別會計法を廃止する法律で、付則の三項におきまして「一般會計に歸属する」と、こういうことになつております。この一般會計に歸属するところのものは何であるか、こういう問題になるわけでございますが、これにつきましては、予算的にも、歳入といふものは一応一般會計の整理収入のところ計上してございまして、それで一部わかるわけでございますが、なお決算的には、これは中には現金の分もありますし、それから債券の分もあると思ひますが、そ

うものにつきましては、これは決算的に明らかにすると同時に、あるいは債權管理の法律がございまして、これに基く債權の決算がございまして、これによつて決算委員会へ提出する、こういうふうな方法によつてはつきりつかぬ、こういう道は講ぜられておるわけでございます。まああとは、この國會の御審議の過程において明らかにするといふのが適當ではないかと考へまして、まあこういうふうな体裁で出しておる次第でございます。

○野瀧勝君 私は希望だけ述べておきますが、われわれのわがかりのいふようにしてもらうには、この特別會計の予算の方には一応は出しておいて、たとへば、載せんでもよろしいが、何かこういう予算の備考か何か明記してもらつと、一般會計の、いわばこの収入となつたといふ動きがわかつていふのですが、その点の便宜ぐらひは扱つた方がいいと思ふのでございまして、さう希望しておきます。

それから、最後に一つお聞きしたいのは、御承知の通り、これはない腹をさぐられて、まことに政府といたしましても厄介な問題が持ち込まれておること、今、九州における志免鉾山の問題、国有鉄道の志免鉾山の何と、いいますか、処理の問題について、これを払い下げるか、払い下げないかといふ問題で、各鉾業者が血道をあげて騒いでおるわけですが、こういうふうな鉾業者の納付金の徴収等を財源に充てて、この志免鉾業者の費用の負担のための支出の經理を明らかにするため云々と書いてあるのですが、一体こういうふうなときには、實際問題として、これはたと

えは三菱なら三菱に、国有鉄道から三菱
業に移動するような場合は、この
の鉱業権者というものは納付する場
合は、どちらが、納付金といたすか、
負担を負うのぞきになりますか。

○政府委員(小幡孝次君) これは、
ちよつとこの特別鉱害の方は、御承知
のように、戦時中の何と云うのですか
乱雑という用語がありますが、ちよつ
と政策的な意図によつて、普通なら
ば鉱害が発生するので掘らないとい
うところも、国の燃料政策に沿つて掘つ
た。そのため鉱害がひどく発生して
おる、かういふような場合におきま
して、まあ一定の納付金をとると同時に、
国も相当の補助金を出し、地方団体も
ある程度出すというふうなことで、鉱
害復旧を促進していこう、かういふこ
とをぞきます。それ以外の場合にお
きましては、これは一般の鉱害の措置
法がございまして、その法によつて事
業団と云うのがありまして、その事業
団が計画等を作りまして、さうして処理
していける。かういふことになりま
すので、この特別会計とは直接関係
がない、かういふことになるのでござ
います。

○野溝勝君 ちよつと一つお聞きしま
すが、大体鉱山に鉱害のないところは
ないのでございまして、それは新聞か
何かで事件が起つたときに初めて発
動するのですか、この措置法は。
○政府委員(小幡孝次君) 現在の普通
の一般鉱害につきましては、特定の地
域を限りまして、さうしてそれに
つぎまして事業団と云うものを作りま
して、さうしてその事業団——これは
直接の国の機関というふうなもの
でございまして、事業団と云うもの
を作りまして、そこが計画を作つて計
画的に

処理していける、かういふことになつ
ておる。また、別途、それが仕事の性
格によつて、この補助金というものは
も出ていく、かういふことになつてお
る。それから、さういふ地域以外につ
きましては、御承知のように、鉱業法
によつて鉱業権者が鉱害の復旧を自分
でやる、あるいは損害を補償してい
か、さういふ形になつておるわけ
です。
○委員長(加藤正人君) 他に御発言も
なければ、これにて質疑は尽きたもの
と認めて差しつかえございませんか。
○委員長(加藤正人君) 御異議ない
と認めます。

これより討論に入ります。御意見の
ある方は、順次、賛否を明らかにして
お述べを願います。——別に御意見も
なければ、これにて討論は終局したも
のと認めて差しつかえございません
か。
○委員長(加藤正人君) 御異議ない
と認めます。
〔賛成者挙手〕

○委員(加藤正人君) 全会一致で
ございまして、よつて本案は、全会
一致でもとつて原案通り可決すべき
ものと決定いたしました。

なお、諸般の手續等につきま
しては、前例によりまして、これを委員
長に御一任願いたいと思つたので
ございまして、御異議ないかと。
○委員長(加藤正人君) 御異議ない
と認めます。さういふに決定いたし
ました。

次に、接収
金等の処理に關する法律案を議題と
いたします。
御質疑のある方は、順次、御発言を
願います。
○野溝勝君 管財局長さんにお伺い
いたしますが、この特別会計予算の中
で歳入予定額は二十六億四千九百五
十二万一千円であつて、これを前年度
予算額と比較すると次の通りである
というその表の中に——この前年度
と比較して非常に多いと云つておる
ので、これはこの説明だけでは私
はわからぬので、
○政府委員(賀屋正雄君) 私、今特別
会計予算の説明書を手元に持つてお
りませんが、何の特別会計かお示し
ただきたいと思つたので、
○野溝勝君 これは貴金属特別会計
の中に入つておられますね、それも
入つておるのでしょうか。

○政府委員(賀屋正雄君) 貴金属特別
会計の昭和三十四年度の歳入の中に接
収資金がどれほど入つておるかとい
うお尋ねでございまして、この法案が
通過いたしますと、この法案に従いま
して貴金属特別会計に返還される見込
みの銀一ト七億九千九百九十九グラ
ム、この代金約一千八百八十万円
でございまして、これが歳入の中に
含まれておるのでございまして、

この接収資金等の処理に
關する法律案につきましては、長い
間質疑がかわされたのでございま
すが、この氣持といひます、その趣
旨はよくわかるのでございまして、
今日まで相当疑惑を持たれておつた
問題であるだけに、特に当局の方
々とした配をされておると思つた
のでございまして、法案の通過に
非常な心配をされておると思つた
のでございまして、これを繰り入
れることになることになりました、
この予算がどういふ方面に——予
算となつて使つ場合に、ある程度、
これを繰り使う場合、方法といひ
ます、方法といひます、さうい
ふ点まで政府の間で何か話し合
つたことがあるのでございませ
うか。

○政府委員(佐野廣君) これにつ
きまして、前回、あるいは前々回
でございまして、以前の委員会
等にもいろいろ御意見があつた
ことも承知をいたしております、
たゞ、これは一般会計に入れ
まして、さうして広く実情に即
した使ひ方をしようといふこと
の原則にたゞだいまは立つて
おる次第でございまして、
○大矢正君 管財局長にお伺い
があるのですけれども、あなたの
ところの理財局長は、僕が質問
するところ、いつも前に御説明
を申し上げた通り、さうい
うふうに言葉が必ずつける
のです。聞いてないことまで、
御説明申し上げた通り、さう
いふふうな氣がして、非常に恐
縮するの、さういふふうな氣
がして、非常に恐縮するの、さ
ういふふうな氣がして、非常
に恐縮するの、さういふふうな
氣がして、非常に恐縮するの、

○大矢正君 たゞ、外国で金を
買って、今度十二月から一月に
かけて日銀でアメリカから五千
万ドルの金を買いましたが、さ
ういふ場合は当然アメリカ

も、いまだかつて質問したことが
ない、あなたも、前の人には答
弁したことがあるかもしれないが、
その点は一つどうか情ないで御
答弁いただきたいと思つた。
一番先にちよつとお尋ねしたい
ことは、提案理由の説明の中にも
あるように「連合軍占領軍から政
府が引き渡しの費用に相当する
額として、返還を受けた貴金属
等の価額の一割に相当する金額
を國に納付することとしてお
ります」と、さういふわけでは
ないかと、さういふことは、一
割を納付する、さういふことは、
管理の費用としてのみ考へられ
たことであつて、それ以外に
一割の根拠といふものはな
いか、その点まづ伺つておきたい
と思つた。
○政府委員(賀屋正雄君) 一割を納
付金として徴収いたします根拠は、
ただいま大矢委員の仰せになり
ました管理に要する費用、そのほ
か、さういふふうな品位の試験
を行つたりいたしました。それ
から秤量あるいは鑑定等をして
いたしております。まあその費用
もありませんし、それから、さ
ういふことが、この保管の事務
に關して、さういふことは、さ
ういふふうな事務の処理に要
した費用、さういふふうな事務
の処理に要した費用、さうい
ふふうなもの、一番大きなものは
保管料に相当するものが一番大
きな部分を占めておると存じま
す。

○大矢正君 さういふ場合は当然アメリカ
も、いまだかつて質問したことが
ない、あなたも、前の人には答
弁したことがあるかもしれないが、
その点は一つどうか情ないで御
答弁いただきたいと思つた。
一番先にちよつとお尋ねしたい
ことは、提案理由の説明の中にも
あるように「連合軍占領軍から政
府が引き渡しの費用に相当する
額として、返還を受けた貴金属
等の価額の一割に相当する金額
を國に納付することとしてお
ります」と、さういふわけでは
ないかと、さういふことは、一
割を納付する、さういふことは、
管理の費用としてのみ考へられ
たことであつて、それ以外に
一割の根拠といふものはな
いか、その点まづ伺つておきたい
と思つた。
○政府委員(賀屋正雄君) 一割を納
付金として徴収いたします根拠は、
ただいま大矢委員の仰せになり
ました管理に要する費用、そのほ
か、さういふふうな品位の試験
を行つたりいたしました。それ
から秤量あるいは鑑定等をして
いたしております。まあその費用
もありませんし、それから、さ
ういふことが、この保管の事務
に關して、さういふことは、さ
ういふふうな事務の処理に要
した費用、さういふふうな事務
の処理に要した費用、さうい
ふふうなもの、一番大きなものは
保管料に相当するものが一番大
きな部分を占めておると存じま
す。

○大矢正君 たゞ、外国で金を
買って、今度十二月から一月に
かけて日銀でアメリカから五千
万ドルの金を買いましたが、さ
ういふ場合は当然アメリカ

カの銀行に保管を依頼いたしますね。そのうちの保管料と比較して、一割というのはどうなんでしょうか。

○政府委員(實屋正雄君) 五千万ドル買いましたが、その金の保管をどういふふうにしたしておりますか、私承知しておきません。比較の点につきましてはお答えできませんが、私どもが一割といいたした根拠は、一応、国内において保管を委託するにすればどの程度のものが取られるであろうかという推定をいたしまして、それに一定の、全部処理し終りますまでの期間を乗じて、それに先ほど申しましたわれわれの事務費といったようなものを計算いたしました。そうして民間へ返ります貴金属等の総価額との比較をとりますと、大体一割になる、こういうこととございます。

○大矢正君 私、五千万ドルの金を買ったその保管料は幾らかという、それを聞いて言つたのじゃなく、大体外国の相場は幾らかというこゝとをあなたにお伺いしたんですが、それはわからなければついでです。そうすると、国内でかりに金を持っていく人は銀行に保管を依頼するという場合には、大体保管料はどの程度取られますか。

○説明員(池中弘君) 信託銀行に保管いたします場合には、貸金庫の料率がいろいろあるわけがございます。それで、料率がいろいろでございますが、この基準にとりましたのは、箱の大きさが八十八センチメートル、六十四センチメートル、五十七センチメートルの大きさの箱に入れた場合の金額が二万円ということとなっております。これがいろいろの信託会社につきまして

保管料を調べましたものの最高になつておりますが、一応この基準をいたしましては、最高価格にこの基準をとりました。

○大矢正君 局長の説明からいくと、管理の費用と、それからその間に要した試験の費用、あるいはまた事務的な費用ということ、一割ということ、言われたと思うのですが、一割といつても、一割きつちり数字が出てきたのでなくて、多少のこれは差があると思はうが、大体この一割の細目がわかりましたら、一つこの際提示してもらいたいの、算出根拠ですね。

○説明員(池中弘君) 納付金を一割にいたしました根拠をいたしましては、当委員会からの要求によりまして、三十三年三月十一日付で、こまかい算定の根拠を提出しておるわけでございます。その概要を申し上げますと、大きく分けまして、保管の費用、これが非常に大きな部分を占めております。そのほかに鑑定費用、品位試験の費用、それからいろいろの調査に要しますところのいろいろの事務費、それに人件費、物件費、すべてのものを含めておきます。そうして算出の根拠をいたしましては、民間に返還になる見込みのものを、その料率が、金属の地金、それから金属の製品、それからダイヤモンドなどの寶石というよりな、ものによりまして料率が違つておきますので、その返還見込みの数量に現在行われております料率を乗じて計算をいたしましたところが、総体におきまして、三十七年度末までに返還が終ると仮定いたしました、すなわち、三十三年度末に法案が成立いたしました、その後四カ年の計画で返還を行

と、こういう計算をいたしましたところが、一一・七％ということになるわけでございます。で、三十三年三月十一日出したもので、九・七％になつております。それを一年間延ばしまして、ことしの三十四年の三月末日に法案が成立して、それから四年間で返還するという計画で計算いたしますと、一、七％ということになるわけでございます。それで、まあ九・七％を切り上げて、最小一・〇％にしたわけでございますけれども、一一・七％の程度であれば、まあ大体の概算でございますので、一・〇％に据え置くのが適当であると考えまして、現行通りにしたわけでございます。

○大矢正君 そりすると、一一・七％の費用がかかるから、一・七％は上げてやって一・〇％に今度やると、こういうことなんですか。

○説明員(池中弘君) 結論はその通りでございます。と申しますのは、民間に返還になります見込みと申しますのも、二十七年にとりました接取貴金属等の数量等の報告に基いて、一応われわれが概算で計算したものでござい

ます。従いまして、この法律が通りましたあとで、接取貴金属等の処理審議会に諮りまして、実際に今度返る数量というものは、多少それと食い違ふといふことも予想されます。それからまた、われわれは四カ年の計画をもつて計算をしておりますけれども、これは実際やってみますといふと、あるいはそれより準備が進んで、早くなるといふことも考えられますので、そういうような関係がございまして、まあ一・七と出ましても、一・〇％程度にするといふのが妥当ではなからうかと考

えたわけでございます。

○大矢正君 まあこれは本質的には、僕らは返す必要はないといふくらい極端なことを考えておりますが、これは私どもの議論であつて、そうする考へているのに、結論として、管理費用が一・七％かかっているのかかわらず、安く上げてやるというのだから、大蔵省も相当誠意を持つておられるようです。その問題は別として、もう一つ、ここに懸念が出てくるのは、かりに銀行に保管をする場合に、あなたのおっしゃられる通りに、金庫の大きさにいろいろ大小あつて、それによつて金庫の貸し賃も違つてくるわけですね。そうなつてくると、私は、ちよつとこれだけ考へてみて、すべてが少しでも自分のところにお客さんとしていければいい方、どうも理解できないのだけれども、かりに一つの法人で一億二、三千万も管理をしてもらつたのもあるだろうし、極端なこと

をいへば、三十万か五十万しかない人もあるだろうと思つたんです。こまかいことはわからぬけれども、その場合に、いずれの場合も一割だけ納めればいいんだといふことは、管理の費用といふ思想から出てきたのではなくて、政治的に一割といふ数字が出てきたやうな感じがする。さもなければ、民法とか何かの規定があるから、それに口実を求めて、一割といふものをこじつけに出してきたんじゃないかといふ気がしてはいます。私、このよう考へ方は間違いでしょつか。

○説明員(池中弘君) その点につきましては、私も、こういう手数料が膨大なものであり、また期間的にも相当長いものでございまして、普通

一般に保管を委託した場合に、その料率があつと値引きになるとか、あるいはもつと高くなるかといふことはできないものであらうかと思つて、いろいろ検討したわけでございます。それで、現在昭和二十六年に運輸省告示の第二百二十八号によりまして、料率の基準が出ていまして、何か特例はないかといふことを聞いたわけでございますけれども、全然特例はないというので、実際もその通り行われておるのようでございまして、たゞ、裏の話を申し上げます。実際百あるものを、業者が少しでも自分のところにお客さんとして九割にするといふようなことは、あるいは行われていられるかもしませんが、基準といふものは、上も下もないといふこととございまして、この納付金の計算になる保管料の基準としても、この一般の基準によつて差しつかえないと、こういう工合に考へる次第でございます。

○大矢正君 これは逆戻りするようですが、根本的な問題の考へ方をこの際承わらなければならぬと思つたので、戦後この貴金属が接取をされたならば、なにかの理由と、それから連合軍といふよりは、むしろアメリカとつた方がいふと思つたので、講和条約の締結によつて返還をされたこの間の経緯について、御説明をいただければ幸ひだと思つております。

○政府委員(實屋正雄君) お答え申し上げます。接取の意図と返還して参りました経緯についての御質問でございますが、接取の意図は、日本側からは

よくわからないのでございますが、諸般の事情から推測いたしますと、当時といたしましては、将来賠償というよりなことも問題にならうかと思ひまして、賠償に充当するという考えもあつたのではないかと思ひます。そのうち、昭和二十年の十月九日の総司令部の渉外局の発表を見ますと、散逸しないように保管するとなつておりました。これはもつぱら、あとでどうういふふうに使ふかわからないが、その後の処分の実行を確保するために、ばらばらにならないように、一定の場所にとめて置く、そうして強制的に管理するという意図であつたようにございまして、これだけではその意図はまだはつきりしないのでございまして、ただ、次に、同じく昭和二十年の十二月七日にポレー大使が公式声明を出しておりますが、その中にこのようなことを申ししております。すなわち、これらの貴金屬等は、その処分に ついて決定がなされるまでの間保管するために、合衆国造幣廠に輸送されなければならぬ。しこうして、これらの貴金屬等を合衆国に輸送することは、後日それを占領費のために使用するか、輸入品のために使用するか、もしくは賠償のために使用するか、または返還するものを決定することについて、何らの影響を及ぼすものではない、しこういふことを言つております。

それからも一つ、手がかりとなるものに、極東委員会の決定いたしました対日貿易十六原則というものがございまして、これは昭和二十二年の七月二十四日でございますが、その中の十六のC項に、次のようなことが規定されております。すなわち「金、銀その他の貴金屬及び寶石のストックにして明らか日本所有のものとして立証されたものは、終局的には賠償物件として処理すべきである。」これを見ますと、はつきり賠償物件として処理すべきであるというふうに断言いたしておりますが、これは極東委員会の決定でございます。しかしながら、占領については最高責任を持つております連合国最高司令官はこれを採用いたさなかつたわけでございます。結局「平和条約の発効とともに、民間所有の財産であることが判明した個々の物件を返還する計画を立てることが認められる。」しこういふ覚書を付して日本政府に引き渡して参つたのでございまして、この最後に日本政府に引き渡した覚書を見ますと、いろいろ考へ方はあつたにしろ、結局は日本の民間の所有の財産であることがはつきりしたものはその者に返す計画を立ててよろしい、しこういふことを覚書の中で明言いたしておるわけでございます。

以上が、われわれの側で推定いたしました、どのようなことを考へておつたかという点と、それから結局、現実問題といたしましては、最後にこのような覚書をつけて返してきた、しこういふいきさつを申し上げたわけでございます。

○大矢正君 あなたが最後に言われた、個人の所有にかかわるものは返還をしてもよろしいといふことですが、これは返還をしなければならぬといふことではないでしょうか。その点、念のため、将来問題が起きては困るから、確認しておきたいと思ひますが、

○政府委員(賀屋正雄君) 覚書の言葉といたしましては、そのようなふうに説めるのでございしますが、この点につきましては、政府は、学者等の意見も徴しまして、接収は決して没収ではない、これは国際法上もそうである、しこういふ見解のもとに、政府といたしましては、もとの所有者に返還すべきである、しこういふ解釈をいたしたわけでございます。

○大矢正君 参考のためにお聞きしたいのだが、特に僕らは専門的なことはよくわからないのですが、この法律がなければ、個人の所有であつたものは返すことができないのかどうか。大蔵省の省令その他でもつて、大蔵省自身が個人との間に返還その他の手続を行うことができないのかどうか。この法律がなければ、しこういふ一切の処理ができないのかどうか、この点、参考のために承りたい。

○政府委員(賀屋正雄君) その点につきましては、今国会になりましたが、前々回に御説明いたしましたと思ひますが、この法案の考へ方の基本は、先ほども申しましたように、接収は没収ではない、所有権は旧被接収者にある、しこういふ見解に立つて、民法の所有権を尊重するといふ基本原則のもとに立案いたしておるのでございまして、民法の規定だけによつて処理することが

できないと申しますか、それによつてしてやろうとすると、非常に不都合が生ずる。この点につきましては、二、三の点御説明をいたしたのでございまして、

一番大きな問題といたしましては、占領軍が、接収いたしました貴金屬を溶解いたしました、一つのインゴットにしておる、あるいはいろいろな貨幣その他のものを混合してしまつておる、しこういふような場合におきましては、もとの所有者は、その物に対して共有関係にある。で、その共有関係にある品物を、共有権者がどういふふうにしてそれを取得するかという点につきましては、民法の一般原則によりまして、非常に手続も煩瑣でございますし、また、万一この持ち分がわからないときには、個々の共有権者の持ち分がひとしいものと推定するといふことが、民法の原則でございまして、それがいえますと、困も一であれば、A、B、C、Dの個人もそれぞれ一といふふうになり、非常におかしな推定を受けるといふことになる。しこういふ点について御説明いたしましたのでございまして、これによつて、民法の規定そのままによつて処理することが、いかに不合理で、この法律が必要になつてくるかと思ひます。

○小酒井義男君 関連して、今の質疑に若干関連するのですが、この法案の第二条の中に、「占領軍が処分した」といふ字句がありますね。あれはどういふことをやつておるのでございまして、

○政府委員(賀屋正雄君) 「連合国占領軍が処分した貴金屬等の調」につきましては、昨年の十二月十五日付で当委員会に資料として御提出いたしておりましたが、そこに記載しておきましたように、まず第一に、「米国内における処分」といたしまして、これは日本から米国内に持つて帰つて、米国内で処分したわけでございます。昭和二十六年五月一日に白金三三〇五、五百六十八キログラムを処分いたしました。で、これに對しては、代償を日本政府に引き渡しておりました、それを身がわりの形でわれわれ保管いたしておるわけでございます。その代償といたしましては、金六ト六六キログラム、それともう一つは、ドルを身がわりによこしておりました。それが五万九千ドルでございます。米国内へ持つて帰りました処分いたしましたのは、この一件でございます。

それから、CPOと申しまして、第八軍中央購買局、これで処分したものがございまして、昭和二十一年の三月から二十三年の四月までの間に、おきまして、金百二キログラム、それから銀が十三ト七五キログラム、これに對しては、やはり代償としてドルを引き渡しておりました。これが五十一万五千ドルでございます。

そのほか、連合国占領軍が処分いたしました例といたしましては、戦時中の協定等によりまして、タイでありまして、か、仏印、あるいは中国、イタリヤ等と、いろいろな協定に基づきまして、わが方がイマヤークとして預かつておる金がございます。これはそれぞれその國の所有に属するものであると認められるわけでございます。これらのものをそれぞれ所有権のあります國に連合国占領軍の手によつて返還されて

おられます。この数量を申し上げますと、昭和二十四年十二月二十九日にタイ国へ金三十八トン二百八十二キロを返還いたしました。次に、昭和二十五年一月九日、これはフランスに金三十三トン五十五キロを返還いたしました。それから、昭和二十五年三月二十八日に中国に金六百七キログラムを返還いたしました。それからさらに、昭和二十五年七月七日にイタリアに金二百三十三キログラムを返還いたしました。それから次に、連合軍が略奪品と認めまして、これをそれぞれその国に返還いたしましたものがござります。英国、オランダ、中華民国、フランス、フィリピン等々の国にいろいろな貴金属を返還しておりますが、この詳細は資料によつてごらんいただきたいと存じます。

○小酒井義男君 その連合軍が処分をしたというものは、何か法的な根拠か何かがあつて処分をしておるのかということ、それからその代償というものは、やはりその価額の評価をして、それにびつたりと当てはまるような合理的なものが代償として来ておるのですか、どうなんでしょうか。

○説明員(池田中丞) まず第一に、どういふ根拠によつて連合軍が領土をどういふ処分を行つたかという問題でございますが、これは、わが国が無条件降伏いたしましたので、降伏文書に調印したわけでございます。そして、その最高司令官が、日本の天皇及び国家統治の権能は降伏文書の実施に必要と認める範囲内で最高司令官のもとに服すると、こういうことになつておられますので、そういう権原に基いてやつたものと解しております。

それから、その価額が見合つているかどうか、代償の価額と処分したものの価額が見合つているかどうかという問題でございますが、処分したときにおきます主としてアメリカの価額によりまして、それに見合う価額のものがわが方に代償としてよこされた、こういう次第でございます。たとえば、米国内で処分された白金三トン五百六十八キログラムでございますが、これを現在われわれが時価で評価してみますと、二十五億四千七百万円になります。それに対して金六・六トンで二十六億七千三百万円、そのほか五万九千ドル、これが二千百万円でございます。二十五億に對して二十六億九千四百万円というように、現在の時価で見ますと多少日本政府が代償としてもらったものの価額の方が高くなつておりますけれども、その当時といたしましてはつり合つた価額で代償をよこしているようにござります。

○小酒井義男君 その代償の支払者はアメリカ政府ですか。

○説明員(池田中丞) 実際の実務はアメリカ政府でございますが、形式上は連合軍が領土を接取する。

○大矢正君 当時の連合軍が接取する場合は手続と、それから方法なんですが、日銀、それから政府、あるいはまた集約された交易団体とか、そういうところのものはある程度簡単だったと思うのですが、個人の所有にかかるものの接取をする場合に、どういふ方法で取られたのか、それを御説明いただきたいと思ひます。

○政府委員(賀屋正雄君) この点につきましては、これも数回前、当委員会

におきまして二、三の例を申し上げましたが、この接取の実際の態様がどのようなものであるかという点につきましては私も知り得ました根拠をいたしましては、昭和二十七年の接取賞金等の数量等の報告に関する法律によりまして、接取を受けた人々が報告を出した。その際一つの項目を設けて、ここに記載をしていただいたのでござります。そこに記載してあるところによりまして二、三の例を申し上げましたわけでございますが、まあいろいろ強制的な度合いについては差異はございますが、相当強権力を発動いたしましたし強制的に移したということがわかれるのでござりますが、もう一度繰り返してお説きたいと思ひます。

○大矢正君 よろしくござります。その形で接取が行われたのであつて、当時の政府がその中に介在をして、政府が個人の所有のものを一応出させて、それから政府がまとめて結局連合軍に出したということではなくて、あくまでも連合軍個人との間に接取の問題というものは行われているわけですね。

○政府委員(賀屋正雄君) 民間の分につきましては、その通りでございます。まあ返つてきたからこういう議論が出てくるし、こういう法律も出てくるわけですけれども、個人の所有のものがかりに返還されなかつた場合には、一体どういふことになるのですか。

○政府委員(賀屋正雄君) 私どもは、

現実に返還を受けましたから、返還という措置をとつたわけでございます。返らなかつた場合はどういふことになりましかつたかという点につきましては、仮定の問題で、ちよつとお答えいたしかねるのでござりますが、もし何らかの国家的な要請で返らなかつたということであれば、その個人に対しては補償という問題が起つたのではないかと、これは仮定の問題でございます。はつきりしたことは申し上げかねますが、取りつばなしということにはならなかつたのではないかと、いふに想像いたしております。

○大矢正君 そうすると、当時は接取とか没収とかいうことがおそらくわからなかつたと思うのですが、今日の段階だから、いやあれば接取でなくて没収だとか、いやあれば没収でなくて接取だとか、所有権の移動があるとかないとかいう議論が出てくるけれども、当時の強制的に戦争に負けた國民の一人として連合軍に徴発をされたという形に私はなるのじやないかと思ひますが、私のそういう考え方は違ひますか。

○政府委員(賀屋正雄君) この点につきましては、没収がどういふものであるかということでございますが、ヘーグの陸戦法規によりますと、個人の所有は侵すことができないといふふうになつておりました。現実にそれを取りつばなしにしないで返してきたといふことでございますので、返して参りました以上は、所有権を尊重するといふ建前から、これはお返しすべきものだと考へるのでござります。

○大矢正君 ヘーグの陸戦法規とか何とかむずかしいことを言ひけれども、日本の当時のいわば軍隊というものが海外に出て外国でやる場合には、もうウーもスーもないわけですからね。そして戦争が終つた今日においては、それはそのままの形で、陸戦法規がどうであるとか、国際的な取り決めがどうであるとか、国際法というものは、もう通用してないわけですか。たまたま、この問題は、返つてきたからこういう議論が起つているし、返すのが受当じやないだらうかということになつておるけれども、事実やはり私は戦争に負けたその当時のわが国の現状というもので、からいけば、これはおそらく大部分の人がもう無条件で、代償も何もなくて取り上げられた、こういうふうに解釈を私はされるのじやないかと思ひますが、たとえば、当時の連合軍が個人の人間から接取する場合には、これは没収じやなくて接取だから、いずれにしてもこの問題の処置はするのだぞといふような一札でも入つていれば、これは別問題だと思ひます。おそらくこういうものはないのじやないかと思ひますが、そうすれば、どうもあなたの方言つておられることは、返つてきたからこういう議論が出てきたので、返つてきたことじつととして、所有権は移動されていないのだといふように聞えるのですがね。とにかく、私の言うように、明確に返つてこなかつた場合にはどうするのだといふことは、やはりはつきりこの際表明しておかなければいけません。

○政府委員(佐野廣君) これは御議論のあるところのようでありまして、今の連合軍の方も、接取してこれの所有権を認めるといふ建前をとつておられること、それから、先ほども管財局

長が答弁申し上げました中に、日本が占領して、たとえば英国、オランダ等に返したという実情、そういうふうな点も考へるべき事柄じゃないかと思うのです。従つて、またこれは仮定の問題に属するようでありませうけれども、現実に立つてやはり所有権が明らかになつておる、そして連合軍からこれを所有権を認めて返されたという現実に立つて、私もやはり処理をすることが適當である、かように考へておるのでございます。

○大矢正君 これは国民感情論であつて法律論ではありませんから、その点は念のため申し上げておきますけれども、たとへば、私のところなんかの場合だつて、結局、私のところは戦争中は国民の消費的な物資を作る工場だつた。ところが、消費物資の製造はこの際戦争を遂行する上においては必要がないからといつて、鉄と名のつくものは全部供出せよということ強引に取り上げられて、お陰さんで商売ができなくなつた。そのために、私も給料取りになつたわけだけれども、その場合に、国債でこれを全部評価してもらつて、現金で一銭も来ない、全部国債でもつてこれを渡された。当時の情勢は、これは国債を換金するなんということはおよそ不可能な時代で、それで戦争が終り、戦争が終るや、インフレがものすごい勢いで日本の国を襲つたために、国債なんというものは鼻紙にもならなかつた、固いものから（笑）だから、そういう国民感情というものは素朴に残つてゐると思ふ。

それから、もう一つは、神戸とか、横浜、横須賀あたりに、かつては戦争中に外人が居住していた住宅や土地、

そういうものを政府は没収した。接収したというなら接収したでもいいが、とにかく取り上げられた。ところが、戦争が終つて、日本は負けたのだから、こういうものについては返還をしなければならぬということになつた。實際的に接収したものが、没収したものは、民間に当時の価格でもつて売つてきた。ところが、戦争が終つてから持主が現われて、返せ、こういうことになつた。ところが、それを政府は、その昔の戦争中に売つた値段と同じ値段で、今度逆に強制的に取り上げて、そしてこれをアメリカ人あるいはイギリス人なんかへ返した。これが今問題を起している。

こういう点から考えますと、一番最後の戦争が終るまで持ちこたえた者は、こういう有利な条件が適用されて、戦時中、ないし、戦後になつても、戦前と戦後ですら、ただみだいな価格で強制的に買戻してゐる。こういう事態といふことは、これはもう矛盾もはなはだしいのではないかと私は思ふ。これは当然、管財局長にこういう答弁をせよといふことは無理があるが、政務次官はだいたい広げて、ヘーグの陸戦法規が何か知らぬが、そこまですべて、相当内容的に詳しいようですが、どうですか。

○政府委員（佐野廣君） 私は、こまを来しましたので、きわめて常識的な問題を申し上げて恐縮でありますけれども、供出しなければならなかつた人が接収されたというのでなくて、先般来御説明申し上げておりますように、やはり業務用というものがほとんどを占めてゐるわけでございますが、今の国

民感情的な点からいいますと、いろいろ御議論もあるようでありませうが、この問題につきましては、大体そういう種類のものではありますので、御了承いただかなくちやいけません。御承知願ひいたします。

ことに、戦争につきましては、それは仰せの通り、非常な犠牲を払つた人もあります。きわめてその少かつた人もあります。これもきわめて飛躍的なお答えで、おしかりを受けることもありませんが、人のからだでも、赤紙で召集されて戦死した人もあり、そのためにも多数の家族の人が不幸の状況にあるという人もありますし、無事で歸つた人もありますし、事戦争といふので、いろいろ諸般の情勢に不合理の出でてゐるというところは、やはり戦争といふものが避けなければならぬ大きな原因の一つであると思ひます。

従ひまして、できるだけ認められる権利は認めるといふおほかた一つ気持に立ちまして、この国民感情論といふものも緩和して考へねばならぬ問題ではないかと考へます。

それは、感情論だけでいろいろ問題を処理するといふことも、もちろんいけないことではあります。さいせんから御説明申し上げておりますように、没収ではなくて接収であり、できるだけ与えられた権利、すなわち所有権は認めるという建前立つて、この処置をお認め願ひたい、かように考へます。

○政府委員（賀屋正雄君） 大矢委員の御質問の後半の部分についてお答え申し上げます。この点につきましては、当参議院の大蔵委員会にも予備審査で付託されております連合国財産の返

還等に伴う損失の処理等に関する法律案、これによつて政府は処理することになつております。

○大矢正君 前に、私が大蔵省のえらい人たちに言われておつたのは、裁判所の結論は、所有権が移つていないのだからすみやかに返せといふ結論が出た。だから、一日も早くこれを返してやらなければならぬと、こう言われたが、これは二十八国会に初めてこれが提案されたときで、それから相対、約二年の歳月がたつてゐるのだ。裁判所の結論は一向に出さぬものだが、結論を出さないように、もう少しおろすか。

○政府委員（賀屋正雄君） そのようなことはいたしておりません。

○大矢正君 それは、どういふわけに延びてゐるのですか。

○説明員（池田中弘君） 現在書類を提出して、何回にもわたりました裁判所へ手続中でございます。それで、国の方の主張につきましては、先日も大蔵委員会に資料を提出いたしました。不特定物になつておりますので、その持ち分を確定した上で請求すべきだといふことを国の方は言つておるわけでございます。

○大矢正君 この接収貴金属の中に交易団の所有分というものがあります。これは、この法律ができたあとには、どういふようになるのですか。

○説明員（池田中弘君） お答えいたします。交易団の關係は二十条に規定してございまして、返還の請求がなされて、それに対して、供出にかかわる貴金属につきましてはその貴金属を国に

帰属させます。そのかわり、交易団等に対しましては交付金を交付する、こういうことになつております。

○大矢正君 その交付金の評価の仕方は、国際的に取りきめのあるIMF、あれの価格でいくのか、国内の市中価格でいくのか、どつちでいくのですか。

○説明員（池田中弘君） 交易団に対しては、IMFの価格とか市中の価格といふことではございませんで、戦時中に交易団が民間の人に支払ひました代金、それから手数料、それから加工費、そういう金額に相当するものを交付金として交付する、こういうことになつております。

○大矢正君 個人の所有のものはどうなるのですか。

○説明員（池田中弘君） 個人の所有のものは現物を返還することになつております。

○大矢正君 現物で要らないから、日本の円でくれと言つたら、どうなるのですか。

○説明員（池田中弘君） この法律に基づきまして、原則として現物で返すことになつております。ただ、例外といたしまして、分割に非常に困難なような場合には、一部その部分を代金で返すといふこともありますけれども、それは全くの例外でございます。

○小酒井義男君 今の交易団等に対しては交付金をする、それは買上げた当時の価格、金額ですね、あるいは手数料といふのは、この間の法律案の説明のときに、たしか四億円という数字が出ておりましたが、そんなんでしようか。そして交易団等が持つてゐるのは、現在の価格に評価す

ると百何十億でしよう。昔のときま
まで交付することになりますか。

○説明員(池中弘君) お説の通り、交
付金の額といたしましては、大体四億
余を見込んでおります。現在の時価に
いたしまして、百十億圓くらいと見
ております。

○大矢正君 この交易管団で持つてい
たものというのは、個人の所有のもの
を戦争末期において、いわばさつき私
が申し上げましたように、大部分を国
債なんかで預けて買上げたものとい
わば手持ちということになるわけです
か。

○説明員(池中弘君) その通りでござ
います。

○委員長(加藤正人君) 速記を止め
て。

〔速記中止〕

○委員長(加藤正人君) 速記をつけて
下さい。

○平林剛君 それじゃ、私は、本格的
質問はまたあとでやりますから、きよ
うは事務的なことを、調べていて
ちよつと疑問に思つたものがありま
すから、お伺いしておきます。それ
は、接収資金の保管については、現
在あなたの方でおやりになっておるわ
けであります。その総額が、今まで
の資料では七百三十億六千八百万円と
なつておつたのであります。このこと
はあとで聞きますけれども、私の聞き
たいのは、平和条約の発効によつて日
本政府に返還をされた以前において、
占領軍が略奪品として認めておちらで
処分をいたしましたものがございまし
たね。この資料を前にいただいた、私
も、たとえば金塊とか、ダイヤモンド
とか、銀貨、銀塊その他の貴金属が、

イギリスやオランダ、あるいは中華民
国、フランス、フィリピン等に返還を
された資料は承知いたしておるのであ
りますけれども、その総額が幾らにな
るか、その総額が時価に評価してどの
くらいになるかということを知りたい
のであります。

○説明員(池中弘君) それはこの資料
に、先生の御要求もありませんので書
いてございまして、英国でありますと
いうと、時価約二億二千三百万円、オ
ランダ二十七億六千六百万円、それか
ら中華民国一億六千六百万円、フランス
一千万円、フィリピン四百万円と、こ
ういうことになっております。

○平林剛君 それからもう一つ、イヤ
マーク金としての返還の総額について
もお尋ねしたいと思つたが、資料
が出ておるようでありますから、それ
で承知いたしますから、これは割愛い
たします。

そこで、もう一つ、「保管貴金属の
数量及び評価額」の資料を以前にい
ただいたのであります。その中の白
金は一千七キログラム、価格にいたし
まして十四億三千万円ですか、こうい
うことに相なつております。ところが
が、この白金については、米国内で処分
をされておる数量が別の資料にありま
して、このときは、相当の白金が米國
内でも処分されておる。今、日本
政府として保管しておるは千七キロ
グラムのようにあります。米国内の
処分は三千五百六十八キログラムに
なつておる。だから、接収された貴金
属の中で、事白金に関しては、ほとんど
米国内で処分されておる。こう
いうことがわかるわけでありまして、そ
の代償として六千キログラムの金と五

万九千ドルが引き渡されておるよりに
承知をいたしておるんであります。現
在まであなたの方で調査したところ
によると、この三千五百六十八キログ
ラムの中には、民間に本来返還され
るべきもの、あなたの方の考えによれば返還さ
れなければならぬものが、相当程度
入つていたのじゃないだろうか、こう
思われるのですが、その理解してよろ
しいですか。

○説明員(池中弘君) そういうことで
ございまして、大部分民間に返還され
るべきもの、もし米国内で処分しな
かったとしたら、民間に返還されるべ
きものが大部分アメリカで売られてし
まった、こういうことでもございませ
ぬ。

○平林剛君 まあ、こういふ点について
の私の考えは、またいづれあらため
て申し上げますが、もう一つ、そのと
き米国内で処分されたこの三千五百六
十八キログラムの白金の代償が、ただ
いま私が述べましたようなものでした
引き渡されておるのであります。それ
も、白金の価格は、昭和二十年当時と
今日と比べると、大へんな違いになつ
ております。昭和二十年当時であ
りますと、一グラムについて六円九十四
銭であります。昭和三十一年にはこ
れが千四百二十円になり、昭和三十
三年には幾らか下りましたが、それで
八百八十円という線にある。アメリカ
側が自分の国で処分した代償として引
き渡されたものは、一体いつの評価で
されておるのか。つまり、大へんこの
白金の価値が高くなつておる。どう
いう点を知りたいのであります。日
本としては、これはすべてこういふ請
求権は放棄するといふふうなことに相

なつておるために、その後の処理がで
きないものかどうかが、この代償
として受け取つたときの評価は、現在
の価格と比べて引き合つておるかと
かというところを知りたいのです。

○説明員(池中弘君) 米国内で処分
いたしました白金に對しては、金と
ドル預金でよこしてきたわけござい
ますが、現在の時価で比較いたします
と、向うで売つたのが二十五億、それ
から代償として返つたものの合計は二
十六億幾らということ、現在の時
価で比較しますと多少多くなつてお
ります。それで、当時といたしまして
は、その売却を、それに対して代償
をよこす、当時の米国内の時価によつ
て代償をよこしておるようございま
す。

○平林剛君 よくわからないのです
が、現在の白金一グラム八百八十円と
仮定しますと、この米国内における処
分三千五百六十八キログラムというの
は、ただ金六千キログラムと五万九千
ドルをもちつただけでは引き合はな
いような感じがするのですが、そのよう
な観点に立つと、一体損をしちやつたの
か、得をしちやつたのかということに
なりますが、その点はいかがですか。

○説明員(池中弘君) その当時として
は、損も得もないような評価で、代償
の金とドル預金がよこされておるま
す。(「その当時はわかつた」と呼ぶ
者あり) 現在では、こちらの方が一億
円以上もよけにもちつたことになり
ます。

○平林剛君 もう一つ、貴金属価格の
推移は現在どうなつておりますか、
金、銀、ダイヤモンドその他。

○説明員(池中弘君) 金につきましては
は、大体あまり変動はないようござ
います。市中価格は五百七十円から五
百八十円くらいでございまして、銀に
つきますと、当初三十一年に出しまし
た当時は、十円五十銭として見てお
りましたけれども、現在では十四円二十
六銭で、多少下つておりますが、また上
向いておるような状況でございませ
ぬ、銀につきましてもあまり変動は
ございませぬ。次は白金でございま
す。白金につきましては、先ほど平
林先生から御指摘がありましたよ
うに、非常に変動が多いわけございま
す。それで、二十九年の十二月には九
百六十円であつたものが、三十一年三
月にはピークになりました千四百二十
円となつております。三十三年三月に
は八百四十円、三十三年の九月には六
百六十円、現在はさらに下つておるよ
うな状況でございませぬ。

それから、ダイヤモンドにつきま
しては、これが金とか銀とか白金のよ
うに、画一性のある製品ではなくて、ダ
イヤモンドの原石のよき、カットの仕
方、それからカットによき、カットの仕
方がございまして、多分に骨重価値的
な要素が入つておるので、一がいには
は言えないわけございまして、われ
われもいろいろ調べておるわけござ
いまして、どの程度のカーブで平均価格が上
昇しているのか、われわれもまだ十分
に把握できておりませんので、法律が
通りましたら、さつそく適正な評価を
しなければならぬと考へておるま
す。

○委員長(加藤正人君) では、これに
て散会いたします。
午後三時四十七分散会

三月四日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、酒税の保全及び酒類業組合等に關する法律の一部を改正する法律案

酒税の保全及び酒類業組合等に關する法律の一部を改正する法律案
酒税の保全及び酒類業組合等に關する法律の一部を改正する法律案

酒税の保全及び酒類業組合等に關する法律(昭和二十八年法律第七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 酒税保全措置(第八十四条―第八十六条)」を「第四章 酒税保全措置(第八十四条―第八十六条の五)」に改める。

第二条第一項中「種類」の下に「類別、品目又は級別」を加え、「この法律の」を「この法律(第八十六条の三及び第八十六条の五を除く。の)」に改め、同条第三項中「第九条」を「第九条第一項」に改める。

第六条第一項中「以下同じ。」を「第八十六条の三及び第八十六条の五を除き、以下同じ。」に改める。

第十条中「拒んではならない。」を「拒み、又はその加入につき現在の組合員が加入の際に附されたよりも困難な条件を附してはならない。」に改める。

第十四条第一項及び第二項中「石数」を「数量」に改める。

第二十二條の見出しを「(創立總會等についての商法等の準用)」に改める。

第二十五条及び第二十六条を次のように改める。

(理事会)
第二十五条 酒類業組合の業務の執行は、理事会が決する。

第二十六条 理事会の議事は、定款に特別の定めがある場合を除くほか、理事の過半数が出席し、その過半数で決する。

第二十七条に見出しとして「(組合代表の特例)」を附する。

第二十八条第一項中「及び總會」を「並びに總會及び理事会」に改める。

第三十一条の見出し中「権限」を「職務及び権限」に改め、同条第三項中「總會」を「通常總會」に改める。

第三十三条の見出し中「役員」を「役員等」に改め、同条中「第二百五十七條第一項」を「第二百五十六條第三項(取締役の任期の伸長)」、「第二百五十七條第一項」に改め、「第四十四條第一項(法人の不法行為能力)」、「第五十四條(代表権の制限)及び「第五十九條第二項(共同支配人)」、「第七十八條第一項(代表社員の特権)」、「及び「第七十二條(表見代表取締役の行為についての責任)」を、「第二百六十一条、第二百六十二条(公社代表)及び「第二百七十二条(株主の差止請求権)」に、「準用する。」を、「理事会については、商法第二百三十九條第五項、第二百四十條第二項(特別利害関係人の議決権)」、「第二百五十九條から第二百五十九條ノ三まで(取締役会の招集)及び「第二百六十條ノ三(取締役会の議事録)」の

規定を準用する。」に改める。

第三十四条第一項中「理事は」を「通常總會は、定款で定めるところにより」に改め、「通常總會を」を「臨時總會」に改め、「と認める」を「前項、同条第二項中「理事」を「臨時總會」に改め、「と認める」を「前項、何時でも臨時總會を」を「定款で定めるところにより、何時でも」に改め、同条第四項中「組合員の五分の一以上の者は」を「組合員が總會の五分の一以上の同意を得て」に、「請求することができる。」を「請求したときは、理事会は、その請求のあつた日から二十日以内に臨時總會を招集すべきことを決しなければならぬ。」に改め、同条第七項中「理事又は」を「各その過半数を、その過半数」に改める。

第三十八條第二項中「石数」を「数量」に改め、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とする。

第三十九條中「商法第二百三十九條第五項」を「商法第二百三十一條(總會の招集の決定)」、「第二百三十九條第五項」に改める。

第四十一条中「總組合員の十分の一以上の者は」を「組合員は、總組合員の十分の一以上の同意を得て」に改める。

第四十二条各号列記以外の部分中「左に」を「次に」に改め、同条中第十一号を第十二号とし、第六号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、同条第五号中「酒類の需給が均衡を失した」を「酒類の販売の競争が正常の程度をこえて行われ、その販売価格が第八十六条に規定する基準販売価格を著しく下廻る等の事態が生じた」に、「正常な」を「円滑な」

に、「左に」を「次に」に、「製造石数」を「製造数量」に、「購入石数」を「購入数量」に、「販売石数」を「販売数量」に改め、同条の次に次の一号を加える。

六 品質の改善、原価の引下げ、能率の増進その他組合員の酒類製造業又は酒類販売業の経営の合理化を遂行するため特に必要がある場合において、前号イ又はホに掲げる規制を行うこと。

第四十三条第一項中「前条第五号に掲げる」を「前条第五号又は第六号の規定による」に改め、同条第二項各号列記以外の部分中「左の各号」を「次の各号(前条第六号の規定による規制に係る協定については、第二号又は第三号)に改め、同項第三号中「及び」を「又は」に、「著しく」を「不当に」に改める。

第四十五条第一項中「各号」の下に「(第四十二条第六号の規定による規制に係る協定については、同項第二号又は第三号。以下第九十四條第三項において同じ。)」を加える。

第五十八條第一項中「第四十四條第一項(法人の不法行為能力)」、「第五十四條(代表権の制限)及び「第三十九條第二項(共同支配人)」、「第七十八條第一項(代表社員の特権)」、「を削り、「第二百五十八條(欠員の場合の措置)」を「第二百五十八條(欠員の場合の処置)」、「第二百五十九條から第二百五十九條ノ三まで(取締役会の招集)」、「第二百六十條ノ三、第二百六十一条(取締役会の議事録及び公社代表)」に改め、「第二百六十九條(取締役の報酬)」の下に、「第二百七十二條

(株主の差止請求権)を、「同法第四百二十四條第一項中「分配」とあるのは「処分」と」の下に、「同法第二百五十八條第二項中「裁判所」とあるのは「大蔵大臣」と」を加え、「第五十八條第一項において準用する」を「第五十八條第一項ニ於テ準用スル」に改める。

第六十条第二項各号列記以外の部分中「左に」を「次に」に改め、同項第七号中「酒類業組合を代表しない理事があるときは、」を削る。

第六十六條第一項各号列記以外の部分中「左に」を「次に」に改め、同項第二号中「酒類業組合を代表しない清算人があるときは、」を削る。

第七十二条中「第二百五十八條第一項」を「第二百五十八條第二項」に改める。

第八十二条第一項各号列記以外の部分中「左に」を「次に」に改め、同項第三号中「第四十二條第五号」の下に「又は第六号」を加え、同項第五号中「及びその組合員」を「又はその組合員」に改め、同条第二項中「第四号から第八号まで」中「會員たる酒類業組合」とあるのは「會員たる酒類業組合又は會員たる酒類業組合」とを「同項第四号中「會員たる酒類業組合」とあるのは「會員たる酒類業組合又は會員たる連合会の構成員たる酒類業組合」と改め、同項第五号中「會員たる酒類業組合」とあるのは「會員たる連合会又はその組合員たる酒類業組合」と改め、同項第六号中「會員たる連合会、当該連合会の構成員たる酒類業組合又はこれら酒類業組合の組合員」とあるのは「會員たる酒類業組合」と改め、同項第七号中「會員たる連合会、当該連合会の構成員たる酒類業組合又はこれら酒類業組合の組合員」とあるのは「會員たる酒類業組合又は會員たる

に、「左に」を「次に」に、「製造石数」を「製造数量」に、「購入石数」を「購入数量」に、「販売石数」を「販売数量」に改め、同条の次に次の一号を加える。

六 品質の改善、原価の引下げ、能率の増進その他組合員の酒類製造業又は酒類販売業の経営の合理化を遂行するため特に必要がある場合において、前号イ又はホに掲げる規制を行うこと。

第四十三条第一項中「前条第五号に掲げる」を「前条第五号又は第六号の規定による」に改め、同条第二項各号列記以外の部分中「左の各号」を「次の各号(前条第六号の規定による規制に係る協定については、第二号又は第三号)に改め、同項第三号中「及び」を「又は」に、「著しく」を「不当に」に改める。

第四十五条第一項中「各号」の下に「(第四十二条第六号の規定による規制に係る協定については、同項第二号又は第三号。以下第九十四條第三項において同じ。)」を加える。

第五十八條第一項中「第四十四條第一項(法人の不法行為能力)」、「第五十四條(代表権の制限)及び「第三十九條第二項(共同支配人)」、「第七十八條第一項(代表社員の特権)」、「を削り、「第二百五十八條(欠員の場合の措置)」を「第二百五十八條(欠員の場合の処置)」、「第二百五十九條から第二百五十九條ノ三まで(取締役会の招集)」、「第二百六十條ノ三、第二百六十一条(取締役会の議事録及び公社代表)」に改め、「第二百六十九條(取締役の報酬)」の下に、「第二百七十二條

(株主の差止請求権)を、「同法第四百二十四條第一項中「分配」とあるのは「処分」と」の下に、「同法第二百五十八條第二項中「裁判所」とあるのは「大蔵大臣」と」を加え、「第五十八條第一項において準用する」を「第五十八條第一項ニ於テ準用スル」に改める。

第六十条第二項各号列記以外の部分中「左に」を「次に」に改め、同項第七号中「酒類業組合を代表しない理事があるときは、」を削る。

第六十六條第一項各号列記以外の部分中「左に」を「次に」に改め、同項第二号中「酒類業組合を代表しない清算人があるときは、」を削る。

連合会」と、同項第六号から第八号まで中「会員たる酒類業組合」とあるのは「会員たる酒類業組合又は会員たる連合会の構成員たる酒類業組合」とに改める。

第八十三条中「第十五条第一項中「その組合員とならうとする者三人以上」を「第十五条中「その組合員にならうとする者三人以上」に、「会員」とを「会員に」に、第十九条第二項第三号を「第十八条第一項及び第十九条第九号第一項第三号」に、第十九条第九号の五分の一以上の者を「総組合員の十分の一以上の者」を「総組合員の十分の一以上」に、「前条第五号に掲げる規制」を「前条第五号又は第六号の規定による規制」に改める。

第八十四条第一項各号列記以外の部分中「酒類の需給が均衡を失した」を「酒類の販売の競争が正常の程度をこえて行われ、その販売価格が第八十六条に規定する基準販売価格を著しく下廻る等の事態が生じた」に、「正常な」を「円滑な」に、「左に」を「次に」に改め、「酒類製造業者」の下に「(酒税法第二十八条第五項の規定により酒類製造者とみなされた者を含む。以下同じ。)」を加え、同項第二号中「製造石数」を「製造数量」に改め、同項第三号中「購入石数」を「購入数量」に改め、同項第四号中「販売石数」を「販売数量」に改める。

第八十六条中「酒税法の規定による」を削り、「容易に」を「容易に」に、「その販売する酒類の容器」を「その製造場(酒税法第二十八条第五項の規定により酒類の製造免許を受け

た製造場とみなされた場所を含む。)から移出し、若しくは保税地域(関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第二十九条に規定する保税地域をいう。)から引き取る酒類(酒税法第二十八条第一項又は第二十九条第一項の規定の適用を受けるものを除く。)(又はその販売場から搬出する酒類の容器又は包装)に改め、第四章中同条を第八十六条の五とし、第八十五条の次に次の四条を加える。

(基準販売価格)

第八十六条 大蔵大臣は、酒税の保全のため必要があると認める場合においては、酒類の取引の円滑な運行に資するため、政令で定めるところにより、酒類製造業又は酒類販売業についての酒類の標準的な原価(酒税相当額を含む。以下次条において同じ。)(及び適正な利潤を基礎として、酒類製造業又は酒類販売業の酒類の販売価格の基準額(以下「基準販売価格」という。))を定めることができる。

(製販販売価格)

第八十六条の二 大蔵大臣は、級別の区分がある酒類の各級別を通ずる酒税の収入を確保するため必要があると認める場合においては、政令で定めるところにより、当該酒類のうち最上位の級別以外の級別のものにつき、当該酒類についての級別ごとの標準的な原価及び適正な利潤の格差等を参酌して、酒類製造業又は酒類販売業の販売価格の最高額(以下「制限販売価格」という。))を定めることができる。

2 前項の規定により同項の酒類に

つき制限販売価格が定められたときは、酒類製造業又は酒類販売業者は、当該酒類につき、その制限販売価格をこえる価格により、その販売の相手方と販売の契約をし、又は対価の受領をしてはならない。

(再販売価格維持契約)

第八十六条の三 大蔵大臣は、酒類製造業者が酒類の販売の相手方である酒類販売業者と当該酒類の再販売価格(当該酒類販売業者又は当該酒類販売業者の販売する当該酒類を買い受けて販売する酒類販売業者が当該酒類を販売する価格をいう。以下本条において同じ。))を決定し、これを維持することが当該酒類の取引の状況に照らして適当であり、かつ、酒税の保全に資すると認める場合においては、再販売価格を決定し、これを維持することができる酒類の種類(しゅうちゅう及びみりんについては、類別、雑酒については、品目。以下本条において同じ。))を指定することができる。

2 酒類製造業者は、前項の規定により大蔵大臣が指定した種類の酒類について再販売価格を決定し、これを維持するための契約を締結しようとするときは、大蔵大臣の認可を受けなければならない。その変更(第四項の命令に基き変更を除く。))をしようとするときも、同様とする。

3 大蔵大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、当該契約の内容が次の各号の一に該当する

と認められるときは、認可をしてはならない。

一 当該契約に係る酒類の再販売価格が当該酒類について定められている基準販売価格(基準販売価格が定められていない場合には、当該酒類につき第八十六条の規定に準じて算出した金額)を著しく下廻つており、又は当該酒類の販売方法につき適切な措置が講ぜられていない等酒税の保全上不適当であること。

二 不当に差別的であること。

三 消費者又は当該契約に係る酒類販売業者の利益を不当に害すること。

4 大蔵大臣は、第二項の認可を受けた同項の契約の内容が前項各号の一に該当するに至つたと認めるときは、遅滞なく、当該酒類製造業者に対し、これを変更すべきことを命じなければならない。

5 大蔵大臣は、酒類製造業者が前項の命令に従わないときは、当該契約の認可を取り消すことができる。

6 大蔵大臣は、第一項の指定が必要となつたと認めるときは、遅滞なく、当該指定を取り消さなければならぬ。この場合において、当該指定を取り消された種類の酒類につき第二項の認可を受けられて締結された契約があるときは、当該認可は、その効力を失う。

7 第四十四条及び第四十六条第二項の規定は、第二項の認可を受けて同項の契約を締結する酒類製造業者について、第四十四条の規定は、当該契約(当該契約に

基いて締結される契約を含む。))を締結する酒類販売業者について準用する。この場合において、同条中「協定の実施期日」とあるのは「当該契約の発効期日」と、「その実施」とあるのは「その発効」と、第四十六条第二項中「協定を廃止した」とあるのは「当該契約が失効した」と読み替へるものとする。

(基準販売価格等に係る告示)

第八十六条の四 基準販売価格又は制限販売価格の設定、変更及び廃止並びに前条第一項の指定及び当該指定の取消は、告示により行う。

第九十三条中「及び第八十四条」を「第八十四条」に改め、「又は命令に基いて行ふ行為」の下に「及び酒類製造業者又は酒類販売業者が第八十六条の第三項の認可を受けた同項の契約(当該契約に基いて締結される契約を含む。))に基いて行ふ行為」を加え、「但し、」を「ただし、当該協定に基いて行ふ行為又は当該勧告若しくは命令に基いて行ふ行為につき」に改める。

第九十四条第一項中「(第八十三条において準用する場合を含む。)」の下に「又は第八十六条の第三項」を加え、同条第二項中「又は命令」を「若しくは命令又は第八十六条の第三項の規定による指定」に改め、同条第三項中「又は認可」を「若しくは認可」に改め、「第四十三条第二項各号(第八十三条において準用する場合を含む。)」の「一」に「該当するに至り、又は第八十六条の第三項の認可を受けた

同項の契約の内容が同条第三項各号の「一」を、「第四十五條(第八十三條)において準用する場合を含む。」「の下に「又は第八十六條の第三項第四項若しくは第五項」を加える。

第九十六條及び第九十七條を次のように改める。
第九十六條 次の各号の「一」に該当する者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 第八十四條第二項又は第三項の規定による命令に違反した者
二 第八十六條の二第二項の規定に違反して、契約をし、又は対価の受領をした者

第九十七條 次の各号の「一」に該当する者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。
一 第四十三條第一項(第八十三條)において準用する場合を含む。()の規定に違反して同項の認可を受けない協定を実施した酒類組合等の理事

二 第八十六條の三第二項の認可を受けずに同項の契約を締結し、又は変更した酒類製造業者
第九十八條各号列記以外の部分中「左の」を「次の」に改め、同条第一号中「第八十六條」を「第八十六條の五」に改める。

第九十九條中「(第八十三條)において準用する場合を含む。」を削る。
第一百條中「第九十六條」の下に、「第九十七條第二号」を加える。

第一百一條各号列記以外の部分中「左の」を「次の」に、「又は清算人」を「若しくは清算人又は酒類製造業者」に改め、同条第六号中「商法

第二百四十四條」の下に、「第三十三條若しくは第五十八條第一項(これらの規定を第八十三條において準用する場合を含む。)において準用する商法第二百六十條ノ三」を加え、同条第十二号中「第四十三條第三項若しくは」を「第四十三條第三項(第八十三條)において準用する場合を含む。」「に、「これらの規定を第八十三條を「第八十三條及び第八十六條の三第七項」に改め

昭和三十四年三月十日印刷

附則
1 この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。
2 この法律の施行の際改正前の酒税の保全及び酒類組合等に関する法律(以下「旧法」という。)第二十六條第二項(旧法第五十八條第一項及び第八十三條)において準用する場合を含む。()の規定により旧法第八十七條に規定する酒類組合等を代表する権限を有する理事又は清算人は、改正後の酒税の保全及び酒類組合等に関する法律(以下「新法」という。)第三十三條又は第五十八條第一項(これらの規定を新法第八十三條において準用する場合を含む。)において準用する商法第二百六十條第一條第一項の規定による当該酒類組合等を代表すべき理事又は清算人とみなす。

3 この法律の施行の際現に存する旧法第六十條第二項第七号又は第六十六條第一項第二号(これらの規定を旧法第八十三條において準用する場合を含む。)の規定による登記は、新法第六十條第二項第

七号又は第六十六條第一項第二号(これらの規定を新法第八十三條)において準用する場合を含む。)の規定による登記とみなす。
4 この法律の施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

三月四日日本委員会に左の案件を付託された。
一、奄美群島島民の戦時被災住家等に対する補償金交付の請願(第一〇五六号)
一、揮発油税引上げ反対に関する請願(第一〇五七号)(第一〇九五号)

一、揮発油税引上げ反対に関する請願(第一〇五六号)
一、揮発油税引上げ反対に関する請願(第一〇五七号)(第一〇九五号)
一、織物の物品税新設反対に関する請願(第一〇九六号)

第一〇五六号 昭和三十四年二月二十四日受理
奄美群島島民の戦時被災住家等に対する補償金交付の請願
請願者 鹿兒島県大島郡天城村 長 吉岡為良外一名
紹介議員 西郷吉之助君

戦時災害補償法に基き戦時中の災害により焼失した住家及び家財等については補償金が交付されたが、奄美群島島民は、沖縄基地に近いため空襲並びに艦砲射撃によりじん大な被害を受けたにもかかわらず補償金交付の時期に二、三宣言により分離され、昭和二十八十二月復帰後現在まで何等考慮がなされていないから、実情調査の上本土並みの補償金(現在の物価指数に換算した相当額)を交付せられたいとの請願。

第一〇五七号 昭和三十四年二月二十四日受理
揮発油税引上げ反対に関する請願
請願者 北海道旭川市二条通四丁目右五号道北乗合自動車株式会社取締役社長 長 金森勝二外三名
紹介議員 堀 末治君

昭和三十四年三月十一日発行

政府は昭和二十九年度の道路整備五箇年計画を期央にしてこれを變更し三十三年度から新五箇年計画に移行し、その計画内容を拡大するため、また、また揮発油税、軽油引取税等の増税を企図しているようであるが、(一)道路整備によつて利益を受けるものは国民経済の全般であること、(二)道路整備財源は自動車の負担のみにしわ寄せすべきでないこと、(三)現行揮発油税は税率差のみにより比較すべきでないこと、(四)今回の増税案は国会の権威を犯すものであると同時に自由民主党の党議に反すること、(五)自動車は既に高額の道路費を負担している等の理由により、今回の揮発油税の引上げについては絶対反対であるから善処せられたいとの請願。

第一〇九五号 昭和三十四年二月二十五日受理
揮発油税引上げ反対に関する請願
請願者 千葉県成田市成田八三九ノ一千葉交通株式会社社代表取締役 河野勉 外二十九名
紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第一〇五七号と同じである。
第一〇九六号 昭和三十四年二月二十五日受理

織物の物品税新設反対に関する請願
請願者 東京都新宿区市ヶ谷八幡町一三 高橋貞治
紹介議員 森中 守義君

今回政府が企図している高級織物物品税の新設について、(一)政府が表明した七百億円の減税、中小企業の物品税減免の公約に違反し、逆行すること、(二)本物品税は、消費者が負担する建前となつてはいるが、今日のような激烈な販売競争下にあつては消費者に転嫁することができず、零細小売業者に重課される結果となること、(三)長期にわたる貸買、あるいは、仕立賃を伴う包括価格販売制、外売専門業者等期せられないこと、(四)本物品税は限られた価格以上のものを課税対象としているが、過去の経験、経緯から考え、将来の増税、特に全編織課税もしくは売上課税への道を聞く疑念は払ふべきでないこと等の理由から反対であるとの請願。

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

印刷者 大蔵省印刷局